

CT・MRI等の対象医療機器を設置・更新される医療機関の方へ

医療機器共同利用計画書の提出のお願い

- 三重県では、外来医療に係る医療提供体制の確保を適切に推進するため、令和2年3月に「三重県外来医療計画」を策定しました。
- この外来医療計画では、医療機器の効率的な活用を図るため、各医療機関において医療機器の新規購入や更新に際し、「共同利用計画」を作成・提出していただくこととしています。
- 医療機関の皆様には、趣旨をご理解いただき、以下の手続についてご協力をお願いします。

対象となる医療機関

令和4年6月1日以降に対象医療機器を設置・更新(リースを含む)する病院および診療所(歯科診療所を除く)

対象となる医療機器

- ① CT
- ② MRI
- ③ PET(PET-CT含む)
- ④ マンモグラフィ
- ⑤ 放射線治療装置(リニアックおよびガンマナイフ)

提出書類等

- ① 提出書類 「医療機器の共同利用計画書」
- ② 提出期限 対象医療機器を設置した日から10日以内
※令和4年4月～5月に設置した機器についても提出にご協力をお願いします。
- ③ 提出先 各保健所に提出

留意事項

- 提出いただいた共同利用計画書は、地域医療構想調整会議において、その内容を確認させていただきます。
- 地域医療構想調整会議における確認は、医療機器の新規購入等にあたり共同利用の可否について確認するものであり、機器の購入を規制したり不利益を与えるものではありません。